

方法書についての意見と事業者の見解案

1. 方法書についての岩手県知事の意見と事業者の見解案

方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項に基づき提出された意見については全文を記載し、これに対する事業者の見解案を述べる。

方法書についての岩手県知事の意見と事業者の見解案を表1に示す。

表1(1) 方法書についての岩手県知事の意見と事業者の見解案(1/2)

1. 総括的事項

No.	岩手県知事の意見	事業者の見解案
1	ダム内の堆砂の工事中の巻き上げや、土石等の建設発生土に含まれる可能性のある有害物質の拡散を回避するよう、工事における安全性を確認すること。	ダム内の堆砂に含まれる可能性のある有害物質については工事中の巻き上げを低減する方法を検討します。土石等の建設発生土に含まれる可能性のある有害物質については、関係法令、国土交通省マニュアル等に基づき適切に対応します。 上記により、拡散を回避し、工事における安全性を確認します。
2	対象事業実施区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく岩手県指定鳥獣保護区及び岩手県自然環境保全指針(平成11年3月策定、令和3年3月改訂)で定める「優れた自然」評価図において重要性が高いと区分される保全区分A、B及びCランクの重要な自然環境のまよりの場が存在するため、周辺環境に対する影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を適切に検討すること。	ご意見のとおり対応します。
3	湖岸には、特定外来生物のアレチウリとオオハンゴンソウ、生態系被害防止外来種のイタチハギなどが大量に繁茂しており、周囲及び下流へ拡散している。このため、建設発生土の運搬による外来植物の更なる拡散が行われないよう留意すること。 また、建設発生土処理予定地の土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ること。	湖岸部の工事で発生した建設発生土の運搬にあたっては、特定外来生物等の外来植物の拡散を助長することがないよう配慮します。 また、建設発生土処理予定地の土地の所有者に対しては、今後工事計画の詳細を検討する中で、コミュニケーションを図り対応します。

表 1 (2) 方法書についての岩手県知事の意見と事業者の見解案(2/2)

2. 個別的事項

No.	岩手県知事の意見	事業者の見解案
4	<p>工事用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大と考えられる地点で予測・評価すること。</p> <p>また、その地点の音響エネルギーが最大と考えられる根拠を準備書において示すこと。</p>	<p>工事用資材等の搬出入に係る騒音の影響は、車両から放出される音響エネルギーが最大と考えられる地点で予測・評価を実施します。</p> <p>また、地点の設定根拠は準備書の「騒音」においてお示しします。</p>
5	<p>騒音に係る環境基準に基づく地域類型が指定されていない「妻の神鍋屋敷集落」について、環境基準の準用を適切に実施すること。</p>	<p>「妻の神鍋屋敷集落」については、周辺の住居の立地状況等の土地利用を踏まえて、環境基準の類型を準用します。</p>
6	<p>四十四田ダムを囲むように内水面漁業が営まれている河川が多数存在しており、事業者のヒアリング結果から過去にアユの冷水病が確認されている。本事業の実施にあたり、地元の漁業組合等から説明会実施の要望があった場合は適切に対応すること。</p>	<p>事業の実施にあたり、地元の漁業組合等から説明会実施の要望があった場合は適切に対応します。</p>
7	<p>いわてレッドデータブックに掲載されているカワネズミ及びトウホクサンショウウオ等の両生類の重要種については、発見が困難な水域を生息環境とする個体数の少ない種であるため、その生息域の把握にあたっては、必要に応じて、環境DNAの分析技術等の最新の知見に基づく調査を実施すること。</p>	<p>カワネズミについては、方法書に記載の調査方法(トラップ法、無人撮影法)による6地点での既往調査の結果、確認地点が1地点と少ないため、全地点において環境DNA分析調査を実施します。</p> <p>トウホクサンショウウオ等の両生類については、方法書に記載の調査方法(目撃法、捕獲法)による既往調査の結果、多くの地点で確認されており、生息域が把握できたと考えております。</p>
8	<p>対象事業実施区域には重要種の種子植物と蘚苔類が生育しており、特に種子植物1種については県内最大規模の生育地が所在すると考えられているため、保全策の検討が必要である。</p> <p>対象事業実施区域及び周辺において丁寧に生物調査を実施したうえで、その結果を準備書において示すこと。</p>	<p>種子植物と蘚苔類の重要種については、事業による影響を予測・評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>対象事業実施区域及び周辺における生物調査の結果は準備書の「植物」においてお示しします。</p>
9	<p>付着藻類については、同一調査予定地点であっても河川の流速が大きい場所と小さい場所では生育している種類が大きく異なるため、物理環境の違いを考慮して調査を実施すること。</p>	<p>付着藻類については、静水を含む流速の異なる場所でも調査を実施する等、物理環境の違いを考慮して調査を実施します。</p>
10	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の利用実態から活動の状態を把握し、直接改変のみならず、騒音等の他の環境要素の予測結果を参照した上で、触れ合い活動の場に対する間接的な影響を予測すること。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場については、利用実態から活動の状態を把握し、騒音等の他の環境要素の予測結果を参照した上で、触れ合い活動の場に対する間接的な影響を予測します。</p>

3. 関係地方公共団体からの意見

No.	岩手県知事の意見	事業者の見解案
11	<p>対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。</p>	<p>盛岡市、滝沢市から提出された意見も踏まえ、環境影響評価の手続きを進めてまいります。</p>

2. 方法書についての意見の概要と事業者の見解案

方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第8条第1項に基づき提出された意見書は5件であった。

その提出された意見について、内容を項目別に分類し、意見の概要として要約を記載し、これに対する事業者の見解案を述べる。

方法書についての意見の概要と事業者の見解案を表2に示す。

表2 方法書についての意見と事業者の見解案

1. 事業の目的及び内容についての意見

No.	住民の意見	事業者の見解案
1	方法書 P2-5、図 2.3-3 貯水池容量配分図が示されているが、ダム貯水地内に堆積している土砂を掘削し、堆砂容量を確保すれば、ダム堤体を嵩上げする必要はなくなるのではないかなぜ堆積土砂を排除することをしないのか。	ダムは大規模な河川横断工作物であり、土砂が堆積することは避けられません。このためダムを計画する際は、原則 100 年間で堆積すると想定される堆砂容量をダムの底部に確保しています。そのうえで、さらにその上部に洪水時の流水を受け入れる場所として、洪水調節容量を確保します。今回の事業では、現在のダムの上部に洪水を受け入れる場所を増やすため、供用中の四十四田ダムを嵩上げする必要があります。 また、現在供用中の四十四田ダムでは、堆砂の状況を踏まえ、堆積土砂の排除を行っています。ダム嵩上げ後も、これまでと同様の取り組みの状況を踏まえ、対応していきます。

2. 事業の目的及び内容についての意見

No.	住民の意見	事業者の見解案
2	近年、紫波橋上下流、紫波南大橋下流の北上川沿川で洪水被害が発生している。北上川上流ダム再生事業と併せて、築堤事業の事業進捗と洪水被害の防止対策の検討をお願いしたい。	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化や過去の浸水実績を踏まえ、紫波地区等の堤防整備、ダムの再生などの対策を計画的に進めるとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進してまいります。
3	ダム嵩上げに伴う道路整備をしっかりとしてほしい。道路整備についての計画を教えてください。	北上川上流ダム再生事業に伴う道路整備については、現時点で周辺道路への影響は想定されませんが、今後、計画の詳細を検討してまいります。
4	ダムの嵩上げで家庭ゴミの不法投棄などが増えないか心配している。	これまでと同様、ダム湖の巡視及び不法投棄防止の啓発に取り組んでいきます。
5	ダムの嵩上げにより、水が増え、周辺での風が強くなるなどの変化、大雨時の水はけの悪化などを心配しているので、災害対策等をしっかりとっていただきたい。 また、周辺住民への説明をお願いしたい。	環境の変化については、環境影響評価法に基づき調査、予測、評価を行っています。 災害対策については、ダム管理をしっかりと行い対応してまいります。 必要に応じ、周辺住民への説明を行います。